

平成27年度児童手当現況届の提出について

6月は児童手当現況届提出月です。毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかを確認するためのものです。

6月初めに役場から現況届が郵送されますので、必要項目を記入し、下記の必要書類を添付のうえ、いきいき健康推進課へ **平成27年7月3日（金）（期限厳守）までに** 提出くださるようお願いいたします。また、直接窓口に来られない方は、郵送でも受け付けますので、添付書類と一緒に郵送してください（郵送の場合は**7月3日（金）必着**）。

※ 提出がない場合は平成27年6月分以降の手当（平成27年10月振込分以降）が支給停止となる場合がありますので、お忘れのないようお願いいたします。

◆必要な書類（◎は全員が必要で、○は該当する方のみ必要になります。）

（全員が必要）

- ◎ 現況届 ◎ 保険証（写し可）*両親と支払の対象となっている子供の分 ◎ 印鑑

（該当する方のみが必要）

- お子さんと住所が別の方 → 監護・生計同一申立書
- お子さんの住所が東通村でない方 → お子さんの世帯の住民票謄本
（世帯全員分が記載されているもの）
- 請求者が父母以外の方 → 養育申立書
- 平成27年1月1日に東通村に住所のなかった方 → 所得・課税証明書
（平成27年1月1日以降転入された方） （前住地の所得・課税証明書）

＜問合せ先＞ いきいき健康推進課 児童手当担当 ☎ 28-5800

生活に困っている方のご相談に応じます

「下北地域自立相談窓口」のご案内

下北地域自立相談窓口では、経済的な問題、家庭の問題、健康の問題といった課題を抱えている方の相談を受け、困窮状態から脱却することを支援する『青森県生活困窮者自立相談支援事業』を実施しています。

【対象となる方】

- 生活保護の申請を行ったが、受給に至らなかった方。 ○収入がなく生活に困っている方。
- 病気・障がい・引きこもり等により自立生活に不安がある方。 ○失業して仕事を探している方。

その他、さまざまな理由により生活に困っている方が対象です。

【相談・支援の流れ】

- ① 抱えている問題を把握するため、お話をお聞きします。お話を聞くため、相談窓口に来ていただきますが、相談窓口へ来ることが難しい方につきましては、相談員が相談される方のところへ伺います。
- ② お話の中で把握した問題に対して、どのような支援ができるのかあなたと一緒に考え、計画を立てます。
- ③ 計画に基づき、ハローワークなど、関係する機関と連携をとりながら無理をせず根気よく、一つ一つの課題に取り組みます。

【相談受付】

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前9時～午後5時
※ 相談・支援は無料です。
※ 秘密は守ります。

【お問合せ】

下北地域自立相談窓
（むつ市社会福祉協議会内）
TEL：0175-33-3023
FAX：0175-23-5093